

## 土砂等の埋立て等を行う皆様へ

本県では、不適正な土砂等の埋立て等に伴って周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況を踏まえて、平成11（1999）年4月1日に「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（通称：土砂条例）を施行し、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止することを目的に、不適正な埋立て行為の防止を行ってきました。

今般、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）が令和7（2025）年4月1日から運用開始されるに当たり、令和6（2024）年12月に土砂条例を改正し、令和7年4月1日から施行するものです。

改正後の土砂条例では、外部からの土砂等を3,000 m<sup>3</sup>以上埋立て等する場合、事業計画等について埋立て等を開始する14日前に届け出るほか、改正前の土砂条例と同様、土砂搬入毎の搬入届や定期的な水質・地質検査を義務付けております。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続に必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

土砂条例の趣旨を十分に理解していただき、適正な土砂等の埋立て、盛土、堆積等を行われるようお願いいたします。

### ○ 令和6（2024）年12月改正

主な改正の内容は、次のとおりです。

#### (1) 災害発生防止関連規定の削除

盛土規制法が栃木県土砂条例の規制内容を包含しているため、「災害発生防止」関連規定は条例から削除した。

#### (2) 許可制の見直し

「災害発生防止」については許可制により構造上の基準等の確認を行い、「土壌汚染の防止」については許可後の届出等によって確認を行ってきた。災害発生防止関連規定の削除に伴い、許可制は廃止し、事業計画等の事前提出（届出）を求める。

※ 条例名を「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例」に改正。

### 【参 考】

#### ○盛土規制法

- 令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したこと、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していることから、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、令和5年5月26日に施行された。
- 盛土等に伴う災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、都道府県知事等の指定した規制区域内で行う一定規模以上の盛土等に関する工事については、都道府県知事等の許可等が必要となる。
- 栃木県においては、令和7年4月1日から法律による規制が開始となる。